

仙台市地域防災計画(中間案)に対する意見概要と市の考え方について

(1) 津波対策

○今後、地域での避難ルール策定の支援等を行ってまいります。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
1	屋外拡声装置の上部に赤色回転灯などを設置して、(聴覚障害者にも伝わるよう)緊急事態であることが目で見てわかる工夫をしてほしい。また避難する場所についても高い所に照明などの目印を設置してほしい。屋外拡声装置の高さを知りたい。	聴覚障害者への情報提供については、携帯電話のメール、文字情報をお知らせする戸別受信機の貸与などにより情報提供を行っていくこととしていますが、どのような工夫が可能かについても、今後の施設整備の中で検討してまいります。また現在建設している屋外拡声装置の高さは、統一の規格で、14m 84cm(赤色回転灯までの高さは 12m)となっております。
2	拡声装置が自分の地区(東部道路より西側の地区)ではなく、12月7日の津波警報の際に聞こえなかった。	拡声装置については、津波被害が懸念される地域を基本として設置し、今年度は 40 基を東部道路より海側の地域について優先的に整備しています。その後の対応は地域の方々と相談しながら増強の協議を行ってまいります。
3	渋滞や混雑が無いように道路を拡幅する等、避難道路を整備してほしい。	津波避難道路については、東から西へ抜ける 3 本(井土長町線、荒浜原町線、南蒲生浄化センター 1 号線)を基本としており、その整備を急いでいますが、完成する前には、どうやって渋滞しないようにするか、また誰が車で逃げるかなど、地域の方々と話し合って決めていきたいと考えております。避難のあり方については検討委員会でも話し合っていますが、20%程度まで車の利用を抑えない逃げきれないという見解もあり、自動車避難の対象者は、徒歩での避難が困難な方や避難支援を必要する方などを中心に考えております。自動車避難が多くなりますと、道路渋滞の原因となり、迅速な避難ができない可能性があるため、地域主体における避難ルール策定の支援等を行ってまいります。
4	津波警報時に、沿岸部の人はいち早く逃げたいと考えて車で避難することが多く、その点から考えると東西に走る道路の整備がまだ十分ではないかと思います。	現状において津波警報や大津波警報が発表された場合は、本市災害警戒本部や災害対策本部から関係する各区役所に避難所の開設を指示し、その後、関係区から指定避難所(市立学校)に連絡し、それぞれの避難所が開設される流れとなっております。今後においても迅速で確実な連絡体制を確保してまいります。
5	12月7日の地震の際、井土長町線、塩釜亘理線など、車の渋滞により抜けることができなかった。沿岸部の道路拡幅が必要と思う。	
6	津波警報が発令されれば、即時、避難所を開設するようにしてもらいたい。	

7	津波避難について、道路のかさ上げなどの説明はあったが、高さで逃げる手段（避難施設）について説明してほしい。	「津波から命を守る」避難施設の整備に向けて、地域の代表者等で構成する「津波避難施設の整備に関する検討委員会」における審議を行いました。今後は、その結果を踏まえて策定した「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」素案をもとに、地域住民の意見等を確認しながら、既存の市施設や市有地等を活用し、早期に津波避難施設を整備してまいります。
---	---	--

（2）避難対策

○記載内容については、今後ともわかりやすいものにするよう検討してまいります。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
8	地震津波対策編にも土砂災害等の内容が記載されているが、明確な区別はないのか。避難所・避難場所が多岐にわたりすぎており、どこに逃げたらよいのか分かりづらい。	例えば、地震によって二次的に引き起こされ得る土砂災害など複合災害に対応するため、本計画においては、あえて重複して記載されている部分もあります。記載内容については、今後ともわかりやすいものにするよう検討してまいります。
9	この項目に地震時の火災延焼時の避難方法場所が考えられていない（泉区団地）。海岸部は津波想定、市街地・丘陵地は火災想定など、地域特性に合った対策が必要。過去の地震火災事例から対応を学んだり、火災発生のシミュレーションを行って、火災に対する備えを行うべきである。	災害の地域特性につきましては、全市域を対象とした地域防災計画を策定後、地域別に相談させていただきたいと考えております。
10	避難勧告、避難指示について、12月7日の地震の際にこれを出したのか。出さないのではないか。市民が勝手に避難したのではないか。定義どおりに行くか疑問である。	12月7日の三陸沖を震源とする地震では、津波警報の発表を受け、津波情報伝達システムや緊急速報メール、杜の都防災メール、消防車両等による避難広報を実施しており、津波避難エリア周辺の市民等に対してはこのような伝達手段を用い、「避難勧告」をお知らせし、津波からの避難を呼びかけました。
11	震災時には避難に値しても避難できなかっただけた人が多数いるが、この人たちをどうするか。	在宅避難者の支援については、共通編第2部第2章第10節に記載しており、行政と地域団体が協働して把握し、対応していくことを考えております。また、災害時要援護者など自力では避難できない方への避難支援等についても同節に記載しております。

(3) 避難所体制整備

○避難所については、各地域において地域、市、施設管理者による事前協議を行い、地域の地理的条件等の実情を踏まえ、地域における避難所の活用方法や具体的な運営方針を避難所運営マニュアルにて記載します。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
12	県と連携を取り、県営住宅の集会所が避難所として活用できるような方策を講じてほしい。	指定避難所以外の避難所を活用する場合、段階として、まず市民センター、コミュニティ・センターを検討し、次の段階として町内会等の集会所施設という考えで地域において検討することになります。
13	ネーミング、例えば「がんばる避難所」には十分考慮してほしい。	本計画や避難所運営マニュアルの見直しをご説明する中で、避難所の名称についていただいたご意見を踏まえ、集会所等の地域の施設については「地区避難施設(がんばる避難施設)」と名称を一部変更しております。 避難所の名称についてはこれまで一定のご理解をいただいてきたところですので、これから大きく変更することは考えておりませんが、各避難所の位置づけや活用方法などについて、市民の皆様にご理解いただけるよう周知に努めます。
14	共通編第2部第1章第5節及び第2章第1節の「がんばる避難施設」に関する記載内容は、地元だけががんばらなければならない印象を強く受ける。また、認知がいつ、どこで、どのように行われるのかが明確に示されていない。	がんばる避難施設については、活用される地域の方々が自立して運営する施設と位置づけておりますが、指定避難所への物資供給が可能となれば、指定避難所を介して物資の支援を行います。 しかし、支援を行うためには、ご意見のとおり認知、また指定避難所との連携が必要となりますので、認知の方法とがんばる避難施設を活用する前提条件を明記しました。
15	指定避難所ごとの避難所担当職員や指定動員は、避難所運営に関する事前協議(共通編第2部第2章第9節)の段階から、町内会等地域団体や施設管理者などと顔が見える関係を強化することが求められているが、避難所担当職員や指定動員の氏名などがどのように町内会等地域団体や施設管理者等に伝わるのかがわかりにくい。	事前協議に基づいて作成することになる地域版避難所運営マニュアルの中に地域と本市職員との連絡体制等について記載する予定です。地域と市担当職員との間でコミュニケーションがうまくとれるよう体制整備を図ってまいります。
16	地震・津波災害対策編第2章第1節で市職員の指定避難所での常駐時間及び避難所における市職員の役割が大変わかりにくい。	本市職員は災害発生後、責任をもって、避難所運営の開設にあたり、開設後は状況を見ながら巡回へと移行することを原則として避難所マニュアルに記載する予定です。

17	<p>中間案には、在宅避難者の支援のあり方に関する指針等の明確化に関する記述がないが、このたびの市内の避難所運営にあたっては、本来避難所に避難すべきでない方が避難しているケースがあつたり、在宅避難者でない在宅者に対する食料等の支援もあつたりして、避難所運営面で戸惑いがあつたのをはじめ、避難者や一般市民から不審な見方が広がった。本件に関する統一的な扱いが必要であるとともに、この件についての判断方法を明確にする必要があるのではないか。</p>	<p>東日本大震災の教訓から、市民の皆様一人ひとりの備えが大変重要であると考えており、本計画では、「自助・共助」の部分において、家庭での備蓄や、避難所に避難するにあたっての基本原則等を記載しており、こうした自助の取り組みの啓発について今後とも努めてまいります。</p>
18	<p>地区によっては、指定避難所より市民センターが近いため、障害者がスムーズに避難できる場所として使えるようにしてほしい。</p>	
19	<p>地域によっては、指定避難所だけでは難しい、やはり各集会所を準避難所といった扱いで運営していくかないと、なかなか難しいと考えるが如何か。</p>	<p>地域内の避難所の位置づけや活用方法については、今後、地域ごとに関係者による協議を行い、協議の結果を踏まえて決めてまいります。</p>
20	<p>地域の中で、補助避難所としてコミュニティ・センターの活用を早めに認めてほしい。</p>	
21	<p>集会所は町内に最も馴染んでいて、指定避難所ではなく集会所に避難する人が多い。ここへの備蓄は一切無いが、集会所の位置づけを考えてほしい。</p>	<p>集会所の位置づけについては、共通編第2部第2章第1節に記載されており、通常時の備蓄や災害時の運営は原則として地域の方々で行っていただくよう位置づけております。</p>
22	<p>集会所を避難施設として活用する際に、耐震性の問題があり、できれば耐震性についても見ていただきたい、地域の集会所もしっかりとした補助的な施設となるように配慮いただきたい。</p>	<p>集会所に関しては、耐震診断についての助成自体は行っておりませんが、耐震診断をどのように行うかなど区役所にご相談いただければと思います。</p>
23	<p>避難所は小学校・中学校だけでは足りない。国とか県の施設も使えるのでは。神社やお寺などにも避難できるのでは。</p>	<p>避難所については見直しの中で整理をしており、市立学校に加え、施設の配置状況などにより必要な地域では、市民センターやコミュニティ・センターも同様の位置づけを行うなど、地域との協議を行っていきます。県立高校などについても、地域との協議により、必要な地域について検討してまいります。</p>
24	<p>指定避難所の小学校までは狭い歩道を歩いて30～40分程かかる。町内会にある建設公社で管理している集会所があるので、市有ではない施設だが避難所として活用してもらいたい。物資など配慮してもらいたい。</p>	<p>指定避難所や補助避難所には市が備蓄を行っていますが、集会所については、事前の備蓄や災害時の運営は基本的に地域で行っていただきます。避難が長期に及ぶ場合などの物資の支援については、指定避難所を通じて集会所の分を含めた数を確保することを検討しておりますので、運搬について地域の中で検討いただきたいと考えております。</p>
25	<p>身近な集会所などを避難所として認めてもらうためには、どの程度の協定が必要なのか。また、避難所として認められたときには、防災倉庫や備蓄品を備えてもらえるのか。</p>	<p>地域の施設については、避難所運営マニュアルの完成後、市・地域・学校等により活用方法を検討してまいりたいと考えております。</p>
26	<p>震災時に避難所の中を見たが、高齢者はあまりいない状況だった。高台にある避難所には高齢者は行けない。もっと普段から利用している、身近にある集会所などの施設を活用できるようにしてもらいたい。</p>	<p>集会所は原則自主運営を基本とした施設としての位置付けを地域にお願いしています。指定避難所である市立学校や補助避難所である市民センター等の位置づけについては、距離だけでなく、坂道などの地理的条件なども考慮して地域と協議を進めてまいりたいと考えております。</p>

27	指定避難所は小中学校になると思うが、どこのコミュニティ・センターが指定避難所・補助避難所になるのかなど分かっているのであれば教えてほしい。	市民センターやコミュニティ・センターの位置づけについては、地域における施設の配置状況などを考慮して決めていきますが、地域の状況も様々であることから、避難所運営マニュアルの地域版を作成する過程で、地域の方、学校などと協議して決めてまいりたいと考えています。指定避難所・補助避難所に決まったところについては、市民の皆様にお知らせをします。
28	高齢者は畠の間でないとよく眠れないと言う方が多い。「老人いこいの家」を補助避難所に指定してもらいたい。	地域の施設については、避難所運営マニュアルの完成後、市・地域・学校等により活用方法を検討します。
29	自主避難所の支援をもっと手厚くしてほしい。	基本的にはこうした施設の有用性については承知しておりますが、仙台市として、わかりやすく、大規模な人を収容できるという点で、市立小中高等学校をはじめとする指定避難所を中心と考えております。
30	学校は一般の方を対象とし、市民センター、コミュセンは要介護者対象とするよう区分したら良いのではないか。	市民センターやコミュニティ・センターの位置づけについては、地域における施設の配置状況などを考慮して決めていきますが、地域の状況も様々であることから、避難所運営マニュアルの地域版を作成する過程で、地域の方、学校などと協議して決めていきたいと考えています。指定避難所・補助避難所に決まったところについては、市民の皆様にお知らせいたします。
31	補助避難所について詳しく伺いたい。	共通編第2部第2章第1節に記載のとおり、指定避難所を補完する施設として、市民センターやコミュニティ・センターなどの市有施設を、必要に応じて活用する避難所として位置づけています。 指定避難所である学校に避難者を収容できない場合に活用したり、指定避難所での生活が困難な災害時要援護者のために開放するなど、地域によって活用のあり方も様々だと思いますが、活用方法や、開設の仕方などもあわせて、事前協議で検討していくこととしております。
32	がんばる避難所として集会所を活用するとして、当町内会は発電機、投光器の設備がない。2分の1程度の助成を実施してほしい。	がんばる避難施設については、町内会の方々に物資の備蓄と運営を基本としてお願いしたいと考えております。
33	がんばる避難施設について、市からの援助が必要と考えます。	避難所における防犯・治安対策、避難地域の防犯・治安対策の両面を考慮する必要があると考えており、引き続き検討してまいります。
34	避難所の治安対策、犯罪対策が抜けていると思われる。	自主防災組織については、結成の際に、資機材等に関する助成を行っておりますが、その後の備蓄について、個別の自主防災組織単位でて、個別の自付けしていくことは難しいと考えております。 なお、地域における施設の配置状況等によっては、市立学校だけではなく、物資等を備蓄している市民センターやコミュニティ・センターについても指定避難所と同様に発災直後から活用できるようにするなど、地域との話し合いにより決定することを考えております。本市の窓口は、消防局減災推進課になります。
35	交通量が激しいなど避難する条件が最悪な避難所について、自主防災に対しての備蓄物資等の予算をつけてほしい。また、本件について相談窓口はどの担当部署か。	

36	避難所運営について、誰が何をするのか、備蓄品は何が必要かなど、具体的な運営方法を決めてほしい。	<p>避難所運営を具体的にどのように行うかについては、地域の特性に応じて様々な形があることを再認識したところであり、今後、地域、行政、施設による事前協議により、地域毎に避難所運営のあり方を話し合っていくこととしております。</p> <p>また、事前協議を踏まえて、仙台市の避難所運営マニュアルに地域の実情を反映した「地域版マニュアル」の作成を進めてまいりますので、その中で、具体的な運営方法等について、地域の方々とともに決定していくこととしております。</p>
37	市民センター等を指定避難所にするか否かについては、行政が地域の中に入ってきため細かく検討すべきである。また、短期的に避難できる施設として考えることも必要である。現在、指定避難所としている学校は教育の場であることから、他の避難所に移動する場合のこともしっかり考えてほしい。	<p>市民センターやコミュニティ・センターを指定避難所として活用するかどうかの位置づけについては、地域における施設の配置状況などを考慮して決定することとしており、地域、行政、施設による検討が不可欠と考えております。学校や市民センター等の複数の施設について、地域の中でどのように活用していくのかということも含め、行政が地域の中に入り、地域の方々とともに検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
38	地域の状況によって避難所運営も違ってくるため、一律に考えるのではなく、地域の実情に応じて行政の支援のあり方を検討すべきである。	<p>地域の状況を踏まえた避難所運営が行えるよう、地域、行政、施設による事前協議を実施し、仙台市の避難所運営マニュアルに地域の実情を反映した「地域版マニュアル」の作成を、地域の方々とともに進めていくこととしております。その中で、地域、行政、施設の顔の見える関係を築き、地域の特徴を踏まえた行政支援のあり方も検討してまいります。</p>
39	避難所の状況「報告」とあるが誰にするのか、何を報告するのか。その必要性は高いのか。運営者に不要な負担をかけるのではないか。確認も同様。今回のように2,000人も集まつたら大変な作業であり、運営者が対応できるのか。1~2日で脱出する人もいるだろう。把握してすぐ脱出では意味が薄い。	<p>避難所は、地震があったら必ず避難しなければならない所ではなく、また、避難者の有無の状況によって開設が決定されるため、地震の発生に伴い必ず開設される施設ではないことを前提に考えると、仙台市内の避難所の状況を把握し、物資をはじめとする行政の支援を円滑に実施するためには、避難所からの状況の報告が重要であると考えております。</p> <p>なお、ご指摘のように、避難所によっては、多くの方が避難されることもあり、細かな状況報告が難しい場合もあります。避難所運営について具体的な活動を記載した「避難所運営マニュアル」では、避難者数を例にすると、当初は正確な数ではなく、概ねの避難者数などを報告するなど、避難所の状況に応じてできることから実施していただくこととしております。</p>

		地域防災計画や避難所運営マニュアルでは、避難所内で災害時要援護者への利用スペースの配慮を行うこととしており、その上で、指定避難所での対応が難しい方について福祉避難所への避難を検討することとしております。 利用スペースの配慮がどの程度まで可能かについては、各指定避難所の被害状況等によって異なりますが、避難所運営マニュアルには、災害時要援護者に別の部屋を活用してもらうなどの対応も記載しておりますので、ご指摘の福祉避難室のような趣旨を踏まえているものと考えております。 一方で、「福祉避難室」が「福祉避難所と同様のケアを行える部屋」という趣旨のご意見であれば、指定避難所内で行える配慮には限りがあり、各避難所単位で設置するのは困難であると考えておりますので、あくまで災害時要援護者の過ごしやすい「利用スペースの配慮」を基本として、避難所内でできる範囲の中で十分な配慮を行えるよう、運営訓練等で推進してまいります。
40	災害時要支援者への配慮として、福祉避難所への保護と共に、場合によっては指定避難所内に福祉避難室を開設することを提案する。	
41	市職員の教育訓練について、すでに行っているのか、あるいはこれからやるのか。	避難所の職員体制については、これまでの区役所の対応だけではなく、全庁的な対応が必要と考えており、教育・訓練についても体制を検討し、すでにできるものから実施しております。今後も市役所全体で取り組んでまいります。
42	避難所開設基準について、通信手段が途絶えたときの対応ができているのか。	避難所については、通信手段が途絶した場合にも区役所等と連絡をとれるように防災行政用無線を配置しています。取扱いについて不慣れであったという指摘も受けていることから、定期的に研修を行っております。
43	指定避難所になっている学校などに太陽光発電は設置できないのか。	防災対応型太陽光発電システムを指定避難所となる市立小中学校等に約 200 か所、今年度から平成 27 年度までに設置してまいります。
44	避難所運営について、地域団体、避難者、市、施設がそれぞれの役割を持っているが、日頃からの協議については、どこが音頭をとって実施していくのか。	今後、指定避難所を基本として避難所の担当職員の派遣体制を整えていくこととしており、個人ではなく市役所の課レベルで担当する形を検討しているところです。そのような動きの中で、市民局や消防局、各区役所、避難所を担当する課が連携して音頭をとり、各地域の皆様及び学校などの施設の方々にご相談させていただく形を考えております。
45	避難所運営について、地域団体、避難者、市、施設が協働してと記載しているが、指定避難所などで運営する場合、だれが主体となって行うのか。震災時のように避難所に日替わりに派遣される市職員が、責任が無いという態度では困るので、避難所ごとにリーダーを置いておく必要があると思うが。	地震・津波災害対策編第 1 章第 6 節に記載のとおり、避難所は避難所運営委員会を立ち上げて組織的な運営を行わなければ円滑に運営を行うことは難しく、初期の段階については、地域の皆様に組織力を活かして中心となって行っていただきたいと考えております。避難所運営は、地域団体、避難者、仙台市から派遣される避難所担当職員、施設の職員等が協働して行うものであり、とりわけ市の避難所担当職員については、これから全庁的に避難所運営の職員教育を強化していきます。
46	避難所に入る人数を住んでいる人の何%と市は考えているのか。	東日本大震災と同等の災害を想定した場合、避難所に入る人は約 10 万人と考えております。仙台市の人口 106 万人のおよそ 10%と考えております。

47	日本平は高齢者割合が 33%と市内でも高く、食料、水はなんとかなったがトイレの問題があつた。小学校の配慮でプールの水を使っていいとなつたがこれはいいのかどうか。	避難所のトイレについては、地震・津波災害対策編第1章第6節にも記載しておりますが、流す水を確保する手段の1つとして、プールの水の利用も記載しています。
----	--	---

(4) 物資供給

○仙台市で備蓄する物資の品目については、より詳しい記載に努めます。さまざまな機会を捉えて、「自助」による備蓄の啓発を行います。

○マンションにおける物資の備蓄については、地域の町内会との連携を含め、備蓄物資、避難スペースの確保等に関して、地域での話し合いを今後進めます。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
48	トイレの洋式・和式の設置割合を記載してほしい。	共通編第2部第11章に記載しております。(和式2基、洋式3基)
49	トイレが問題。恥ずかしくないような、清潔なトイレが必要。	避難所運営マニュアルにおいて、トイレの使用等を含め、衛生環境についても十分配慮することを求める記載となっております。
50	冬季の避難所運営の際は灯油が欠かせないが、どのような仕組みで私たちに供給されるのか。何時頃からか。	燃料の確保体制については重要な課題と認識しており、今後各種団体との協定の締結等も検討する中で避難所における燃料確保についても対策を講じてまいります。
51	必ずしも過去の災害すべてを想定される災害として考慮するのではなく、今後発生する確率に基づき、備蓄数量等を検討すべきである。	計画における備蓄数量等は、本計画で想定する最大規模の災害である東日本大震災における検証を踏まえ、今後、同程度の災害が発生した場合にも対応できる数量を推計しております。
52	日本赤十字から炊き出し用の大釜など資機材が提供されており、そういうものをまとめて保管し、災害時には有効に活用できるようにしてもらいたい。	各種団体からの様々な支援物資等の保管及びその利用については、物資供給計画として定めておりますが、今後、各種団体との個別の協定等の締結も検討する中でさらに検討を重ねてまいります。
53	照明と情報を受ける携帯電話等の電源の確保は重要である。公の自家発電設備を設置し、被災者が使用できるようにすることも検討してほしい。	平成24年末までに全ての指定避難所(市立小中高等学校)に対し、運営に必要となるLPG発電機3台とLED投光器セット5式を配備しました。また、太陽光発電と蓄電池を組合せた防災対応型太陽光発電システムを今年度から平成27年度までに導入する予定ですが、携帯電話の電源については、簡易充電器など「自助」の備えも重要であると考えております。
54	食料について、震災時は、避難所で貰えると思っている様で避難者は何も持参してこなかった。計画では公的備蓄が72時間分、市民は1週間分の備蓄となっているが、「避難所に来る際は3日分を持ち寄り自助・共助を行い、その後に公助、備蓄食料は最悪の場合とする。但し津波や帰宅困難者は除くこととし、持って来れない人は、持ってきた人の分を分けて共助を行うこととする」といった文章を加えてほしい。	食料の備蓄や持ち寄りについては、そのような趣旨の記載は中間案にもございましたが、新たに地震・津波対策編第1章第7節に具体的に3日分の食料や毛布等の避難所への持参することについて記載を加えました。

55	食料、粉ミルク、飲料水の備蓄について 哺乳瓶は災害急性期には、洗浄が不十分となり使用するのは適切ではなく、使い捨て紙コップ等の使用が勧められている。是非(哺乳瓶の代わりに)紙コップの備蓄、供給を検討してほしい。	災害時の授乳用として粉ミルク、哺乳瓶や哺乳瓶消毒剤などを計画的に備蓄していますが、避難所等における授乳用としての紙コップにつきまして、備蓄や民間事業者との協定等で調達することを検討します。
56	備蓄物資について、すでに準備されているのか。あるいはいつまでに準備するのか。	東日本大震災での最大避難者数の10万6千人を仙台市内の避難者数の基準として、2日分(6食)を備蓄することとしており、現時点では85%程度をそれぞれの避難所に備蓄しています。
57	ガソリンや石油について、避難所については、緊急車両と同じように買うことができるようにしてほしい。	行政としては、燃料供給ルートの多重化として、各関係団体との協定を結ぶなど、燃料の供給体制について働きかけを行ってまいりますが、大規模な災害の際には難しい場合もあることから、市民の方々にも、例えば車の燃料補給をこまめに実施する、地域と地域のガソリンスタンドとで協力体制をとるなど、自助・共助についてご協力をいただきたいと考えております。
58	ガソリンの不足について、発電機や避難所で使用する車にガソリンを供給していただけるようなそういう対策があればお願いします。	ガソリンの不足について、発電機や避難所で使用する車にガソリンを供給していただけるようなそういう対策があればお願いします。
59	ガソリンの対応についてどうなっているのか。	ガソリンの対応についてどうなっているのか。
60	共通編第2部第2章第18節 災害応急体制の整備 7. 燃料確保体制の整備 前回の反省点として、道路啓開等で重機の軽油やオペレーター移動のためのガソリンが不足し、各区で対応がまちまちだった。支援する業界団体との燃料確保について事前に協議しておく必要がある。	本市では、非常時の燃料供給の課題や対応策等について関係団体と協議を始めており、大規模災害時においても実効性のある燃料確保が図られるようさまざま検討していきたいと考えております。なお、各団体においても、平常時のネットワークを用いた給油体制が災害時にも有効に機能することができるよう、自助・共助の取組みを進めていただくようお願いします。
61	燃料についてもう少し御説明いただきたい。	宮城県石油商業共同組合や石油元売り会社等と、仙台市として協定を結び、安定供給をお願いしてまいります。また、災害時でも給油が可能なガソリンスタンドを増やすことを働きかけてまいりたいと考えております。
62	災害時に管理組合が機能するような指導を市の方から提案して欲しい。	東日本大震災の経験からマンションでも地域との連携が必要との認識が高まっていると考えております。マンション管理組合連合会などに情報提供をし、備蓄物資、避難スペースの確保、高齢者への支援などの検討進んでいくようにしてまいりたいと考えています。
63	企業や大型マンションの備蓄などについて、緩やかな指導ではなく法令等で明確に義務付けするような対応を考えてほしい。	企業の帰宅抑制や大型マンションの備蓄については、協力をお願いする形をとり、条例化の必要の有無については今後検討を行っていきます。
64	マンションで、震災時に食料のお願いを避難所にお願いしたが断られた経緯から、備蓄としてクラッカーなどを購入したが値段が高く、市で一括購入して安く配付できないか。	仙台市で一括して調達する枠組みの中に組み込むことは契約上難しいと考えております。自助で行う備蓄物資につきましては、各個人、団体の事情に応じて、それでご検討いただきますようお願いいたします。
65	マンションの理事長をしており、避難所の状況がひどく、高齢者の単身く、高齢者の単身世帯も多くの住人とゲストルームを利用して過ごした。 物資供給について町内会等に掛け合ったが駄目だった。マンションを町内会等と同じように扱ってほしいです。	避難が必要な方や支援が必要な方に対しては、避難所の見直しの中で、避難所の箇所数の検討や、市民センターなどの活用により受入れ体制を整備してまいりますが、食料等の備蓄については、マンションだけではなく町内会等においても自助・共助の取組みをお願いしています。

66	救援物資について、認可保育所・幼稚園には届いていたが、登録されている認可外保育所で毎年監査を受けているのに、一度も物資が届かなかった。この問題についてどう考えているのか。	公立保育所については、市保育課から各区に設ける物資配送拠点保育所へ物資を配達し、各保育所がそれら拠点保育所へ赴き、物資を受け取るルートを基本としており、私立認可保育所及び認可外保育施設についても同様のルートにより、支援物資を受け取ることを検討しています。
67	このたびの震災で、市民センターやコミセンに併設されている防災資機材倉庫の備蓄物の使われ方が、地域内で共有されていないという問題が起きたが、このことについて、例えば開錠の方法等の整理と追加記述が必要ではないか。	避難所運営に関するもので、地域内で共有すべき事項については、避難所運営マニュアルに記載いたしました。具体的な対応については共通編第2部第1章第6節に記載しております事前協議や地域版避難所運営マニュアルの作成を行う中で、地域ごとにルール等を整理していくこととしております。

(5) 災害時要援護者支援

○災害時要援護者支援の推進にあたり、ご意見の反映を検討します。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
68	外国人について、町内会等に入らない方が多いが、市としてどういう風に入ることを進めているのか。	それぞれの町内会に入っていただくことや、町内会でのルール・マナーという点について、一定の働きかけをしまりたいと考えております。
69	外国人について、言葉が通じない。言葉に対しての仙台市の対応をどのように準備するのか。	外国人への対応については中間案でも記載しているとおり、仙台国際交流協会をはじめとして、外国人支援を行っている様々な団体とともに、多言語での情報提供などを行っておりますが、今後さらに取り組みを進めてまいります。
70	入院している高齢者が避難所を転々としているうちに多数の方が亡くなつたとテレビで報じられた。このようなことがないような対策も必要である。	医療を必要とする避難者に対しては、医療救護班の派遣や後方医療施設への搬送等により医療を提供する体制を整えておりますが、今後も関係各機関と協議しながら、さらなる医療提供体制の充実・強化に取組んでまいります。
71	災害時要援護者への啓発で「市では災害時要援護者への訪問防火指導等を行う」とあるが、本当にやる気があるのか。「家具の転倒防止の取付け支援」はぜひやってもらいたい。市政だよりに載せるだけではなく。	訪問防火指導については、在宅高齢者世帯調査や、その他福祉関係団体等を通じて情報を収集した、一人暮らし高齢者、在宅寝たきりの高齢者、高齢者の夫婦等、重度障害者等を対象に、消防職員及び市から業務を委託された(公社)仙台市防災安全協会職員が実施しています。 また、訪問防火指導の際に、自力で家具の転倒防止措置を講じることが困難な世帯について、家具転倒防止器具取付けの希望調査を行い、希望者に対して、器具の取付け支援を実施しております。 どちらの事業につきましても、今後とも継続推進してまいります。

72	<p>共通編第2部第2章第10節 災害時要援護者対策の推進 5. 妊産婦・乳幼児のいる家庭に対する災害予防計画 (1) 防災意識の啓発の部分について、災害時における母乳育児の利点(粉ミルク不要、哺乳瓶不要、下痢や感染症に抵抗力あり)に触れて、非災害時より母乳育児支援を行うことが防災活動となることを記載するのが良いと思われる。</p>	
73	<p>災害時に一番の弱者となる乳幼児とその家族(特に母親)に対する配慮について、積極的、具体的な記載を全体的にお願いしたい。普段から母乳で育てられる支援がなされていくように、どうぞ積極的な支援についての記載・それに基づく普段からの保健医療機関への指導を切にお願いする。</p>	<p>母乳の栄養バランスの良さや母乳育児継続のための情報提供、相談体制の充実などについては、今後、防災の観点からも研究してまいりたいと考えております。</p>
74	<p>災害時の広報のシステムを考えなければならないのでは。目の見えない方や難聴の方にどのように広報していくかという検討が必要だと思う。</p>	<p>拡声装置による広報の他、携帯電話のメールや、文字情報をお知らせする戸別受信機の貸与などにより情報提供を行っていくこととしていますが、様々な方法を検討してまいりたいと考えております。</p>
75	<p>共通編第2部第2章第10節の在宅要援護者への支援対策に、災害時要援護者情報登録制度の記載がないのでは。</p>	<p>同節の「1. 在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画」に記載しております。</p>
76	<p>震災時に、介護認定されていない、町内会や民生委員でも把握していないかった要援護者が、翌日の3月12日夕方までアパートに残されたままだった。このような人を地域で把握するにはどうしたらよいのか。</p>	<p>仙台市では、町内会等が地域の災害時要援護者を把握するための一助となるよう災害時要援護者情報登録制度を本年度よりスタートさせたところです。ただ、平常時から地域の要援護者をすべて把握しておくことは非常に困難であると考えており、大規模災害時においては隣近所による声掛けや地域の方々による見回り等で把握していただきたいと考えております。</p>
77	<p>福祉避難所について、地域への説明についてもお聞きしたい。</p>	<p>福祉避難所が指定避難所での生活が困難な要援護者を受け入れるための二次的避難所であるというその役割や避難までの流れなどについて、市民の皆様にご理解いただけるよう市ホームページなどで周知に努めてまいりたいと考えております。</p>
78	<p>福祉避難所というのをどのように考えているのか伺いたい。</p>	<p>指定避難所や補助避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者等を受け入れるために開設する二次的避難所と位置づけております。</p>
79	<p>災害時要援護者について、食料等支援は、どういう形で可能なのか、指定避難所に来る食料をさらに要支援者の各家庭に配るのか、それとも別のルートで配るのかということをお聞きしたい。</p>	<p>まず仙台市で避難所に物資を配達します。そして本市職員と地域、避難所運営委員会の方と連携し、要援護者に食料等の支援をすることを想定しています。</p>
80	<p>災害時要援護者対策について、民生委員や要援護者と直接関わっている方達とも話し合いを進めてきてはいるが、個人情報保護法に係わることでもあり、町内会まで要援護者の情報が伝わってこない。町内会としてどう把握していったらよいのか。今後は町内会にも情報が伝わる対策がとられているのか。</p>	<p>本制度は、高齢者や障害者など災害時に安否確認や避難誘導などの支援を要する方が仙台市に登録申請し、登録された方の情報を市から町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センターに提供することによって、地域による支援体制づくりを進めることを目的としております。昨年の12月から町内会等に対しまして、その各区域内の要援護者リストをお渡ししておりますので、ご活用くださいますようお願いいたします。</p>

81	<p>登録した災害時要援護者への支援内容について、災害時には定期的な安否確認や物資提供を地域の諸団体が行うとなっている。民生委員など災害時要援護者の支援者を想定していると思うが、要援護者の情報だけを提供しても、要援護者名簿を作成し、それに対する支援者をしっかり定めなくては計画に実が伴わない。要援護者名簿の作成を支援者に要請するのか、もしさうではないなら、要請をお願いしたい。</p>	<p>本市から提供する要援護者情報をもとに、地域団体等の皆様が、連携、協力しながら、要援護者を訪問し、支援方法や支援者を選定するなどして、地域の要援護者名簿の作成や支援体制づくりを進めていただけだと考えており、町内会長等の支援団体に要援護者情報(リスト)を配布する際にその旨をご説明しております。</p>
82	福祉避難施設を設けてほしい。	<p>指定避難所においても要援護者が避難生活を送ることができるよう、環境の良い避難スペースの確保や食料などの優先配布など、避難所運営マニュアルの中で必要な支援や配慮を行うこととしております。また、指定避難所や補助避難所での生活が困難な高齢者や障害者等を受け入れるために開設する二次的避難所である福祉避難所については、平成24年12月現在で市内75か所の社会福祉施設を指定しており、今後とも拡充を図ってまいります。</p>
83	<p>町内会長は1年で交代するようなところもあり、地域によっては社会福祉協議会と民生委員と町内会長がうまくいっているところもあるが、やる気のない町内会長もいる。既に町内会長の方に案内状が出ているようだが、長く務めている町内会長なのか代理者なのかなどわからないままに要援護者の名簿を渡すのは心配である。名簿を狙っている人達が多くおり、名簿が変な業者に渡つてしまったら悪用される可能性がある。</p>	<p>本市から要援護者のリストを提供するに当たっては、町内会長あてにお送りした通知文書をご提示いただくとともに、受領書の提出をお願いするなどの対応を行っています。また、個人情報を適切に管理していただくため、災害時要援護者情報登録制度の説明会などにおいて「災害時要援護者情報の取り扱いの手引き」もあわせてお渡しております。</p>
84	<p>震災時に盲導犬を連れた目の不自由な方が避難してきたが、要援護者の受入体制を作っていたとしても1,000人近い避難者の相手をするだけで手一杯で要援護者の支援が不十分となっていた。要援護者や障害を持っている方については、市民センターなどを指定して集まつていただき、一緒にサポートした方がよいのではないか。</p>	<p>地域の中で、避難所施設の活用を検討する際は、このようなケースについても問題意識を持って、進めてまいりたいと考えております。要援護者の避難場所などについて地域の避難施設をどのように使用するかは、地域の実情に応じた地域版避難所運営マニュアルの中で検討してまいります。</p>

(6) 防災訓練

○いただいたご意見を踏まえ、防災訓練の実施にあたっては、円滑な実施のため、わかりやすい資料の作成を検討します。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
85	防災訓練のあり方について、学校で年に1回避難訓練などをやっているが、今後どういった形の防災訓練を考えているか。	訓練を実施することが重要であると考えております。内容に関しましては最寄りの消防署やお住まいの区の区役所にご相談いただければ、アドバイスをさせていただきたいと考えております。今後は避難所運営訓練や津波避難訓練等など地域の特性に応じた各種の訓練を推進してまいります。
86	防災訓練はいつどのようにやるのか。震災時、区の災害対策本部が、発災後4日間ほど機能していないように見えた。市から区への情報が来ていなかつた。市から区への指示命令系統や近隣の区とどう動いていくのか。市・区・近隣の区との連携など、職員の訓練も必要だと思われるが、どのような防災訓練をやろうと考えているのか。	東日本大震災の際は、災害対策本部を直ちに立ち上げ、各組織間で連絡を取り合いながら進めましたが、連携が取れていない部分もありましたので、今後は相互連絡・情報共有の体制強化を行ってまいります。また、避難所運営や物資供給など仙台市としての対応が不十分だった部分について、職員研修や関係部局の連携強化の取り組みを行ってまいります。
87	避難経路や避難収容者数の確認のため、避難所毎の防災訓練に学校(児童生徒)だけではなく町内会も参加させる等、地域全体での防災訓練を行ってほしい。	防災訓練の実施内容は、自主的な創意工夫により地域(商店街)の実情にあった訓練を実施することが重要であると考えておりますが、最寄りの消防署やお住まいの区の区役所にご相談いただければ、訓練内容等についてアドバイスをさせていただきたいと考えております。
88	生命の危機を救える24時間以内の対応を考えると、単位町内会での安否確認・救助が重要なと思う。したがって、町内の防災訓練をもっと具体的に策定してほしい。	平成25年度の総合防災訓練では、防災関係機関との「顔の見える関係」の構築を図るため、自衛隊や警察、ライフライン関係機関、災害物資供給・輸送その他応援協定締結団体等による災害対応図上訓練を実施する予定ですが、引き続きさまだ、引き体と連携した訓練のあり方を検討してまいりたいと考えております。
89	商店街の訓練について、参加者に訓練の目的を明確に伝え、より具体的な想定で訓練を実施してほしい。	平成25年度の総合防災訓練における津波避難訓練や自主防災・避難所運営訓練の実施にあたっては、事前協議を含めて、地域と学校、行政の連携・協力により推進していくこととしており、特に避難所運営訓練は、地域版避難所運営マニュアルの作成、実践等の場として位置づけ、訓練当日以外にも、地域団体、施設管理者、避難所担当職員及び区役所職員等による事前協議等を実施し、連携を深めてまいりたいと考えております。
90	防災訓練では、消防のみならず、市民協働という視点で、NPOやボランティアなどと一緒に訓練を行ったり、NPOと行政が防災教育について語る会を実施してほしい。	平成25年度の総合防災訓練における津波避難訓練や自主防災・避難所運営訓練の実施にあたっては、事前協議を含めて、地域と学校、行政の連携・協力により推進していくこととしており、特に避難所運営訓練は、地域版避難所運営マニュアルの作成、実践等の場として位置づけ、訓練当日以外にも、地域団体、施設管理者、避難所担当職員及び区役所職員等による事前協議等を実施し、連携を深めてまいりたいと考えております。
91	多方面にわたる提案は地震への反省を踏まえ十分な対策が提案されている。しかし、全て理想案であり、実践が可能かは疑問。絵に書いた餅にならないようにしたい。実践が大事。この通りやれるか実験が必要。動いてみないといけない。多方面にわたる連携が必要だ。地震が起きたことを想定して訓練が必要だ。市民を巻き込むことはできないため、区役所、町内会、学校、消防署、民生委員児童委員、医療者等の関係者で基本動作を実習すべきだ。	平成25年度の総合防災訓練における津波避難訓練や自主防災・避難所運営訓練の実施にあたっては、事前協議を含めて、地域と学校、行政の連携・協力により推進していくこととしており、特に避難所運営訓練は、地域版避難所運営マニュアルの作成、実践等の場として位置づけ、訓練当日以外にも、地域団体、施設管理者、避難所担当職員及び区役所職員等による事前協議等を実施し、連携を深めてまいりたいと考えております。

(7) 災害協定

- いただいたご意見を踏まえ、必要な協定の締結を進め、災害時の連携をより強いものとしていきます。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
92	地震・津波災害対策編第2章第15節 緊急輸送計画 3. 道路交通の確保 (1)道路被災状況の把握について仙台市と災害協定を締結しているが、本協会では各区に災害措置協力隊を設置して、各区と連携できるようにしている。今後、例えば震度6弱時には具体的な路線とパトロールを実施する会員名を具体的に決めておき、自動的に動けるようにすればより早い対応となる。	ご協力を頂けるのであれば、本市としては、積極的に働きかけを行い、運用指針の作成等を検討していきたいと考えております。
93	地震・津波災害対策編第2章第17節 二次災害の防止 8. 避難所等の安全確認の支援について、本協会では、前回の場合、仙台市より避難所の安全確認を依頼され、総動員して点検した。今後は市と協会で事前に協定を結び、事前に震度6弱以上の場合はどこの避難所は協会のどの会員が点検することを決めておけるようすべきと考えており、協会としても協力したいと考えている。	ご協力を頂けるのであれば、本市としては、積極的に働きかけを行い、運用指針の作成等を検討していきたいと考えております。
94	今後の都市型災害の場合には、病院の近隣の指定避難所に医療処置後の帰宅困難者が移動する可能性が高いと考えられる。救命センターを設置している病院とは協定を結ぶなどして、日頃の訓練を含めて連携を取るべきと考えます。	災害時に医療機関を受診した患者等への対応については、医療機関の役割を含め、今後、検討が必要と考えております。

(8) 災害ボランティア

- いただいたご意見を踏まえ、NPO、NGOとの連携の推進にあたり、記載内容の拡充を図ります。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
95	「仙台市職員退職者団体連合会」については内容を読むに「専門ボランティア」とは言えないのではないか。	専門的な知識を有するボランティアの他、従事する概ねの活動内容を予め決めているボランティアについても、本計画では専門ボランティアの中にまとめておりました。 災害ボランティアセンターに登録して活動を行う、一般ボランティアと調整ルートが異なるため、このような記載で進めてまいりたいと考えております。
96	ボランティアの活動が有効だったという話を聞くが、ボランティアの養成を市ではどのように考えているか。	関係機関と連携を深めながら、様々な専門的なボランティアの養成を含めて、ボランティアマインドの醸成という観点でさらに取組みを進めてまいりたいと考えております。

	NPO、NGOの中には、災害救援の実績を有しているものが数多くあり、実際東日本大震災でも大きな助けになった。そのような団体と平時から協定等を結んでおくことで、緊急時により迅速に活動ができるようになると思われるので、その点をより深く検討し、記載に反映していただければと考える。また、地震・津波災害対策編第2章第18節「災害支援活動のサポート」「5. NGO、NPO等との連携強化」の中で、団体のネットワーク化の支援や情報提供の充実について、緊急時に備えて平時から行うことと思われるが、その方法や範囲等、より具体的な記述があるとよいと思われる。	
97	既存の NPO 法人や震災後に立ち上がった団体について会議等を通じて、今後も連携を取ってもらいたい。	
98	NPO、NGO 等の力を有効に活用するためにも、どこが支援団体の情報の把握を行い、支援の調整を行うのか明確にしておく必要があると思う。「災害応急に係る事前調整」や「研修・訓練」にNPO・NGO の活用を考慮すべきかと思う。	<p>東日本大震災では、NPO、NGO、民間団体による柔軟な支援活動により、多くの方が支援をいただいたところであり、改めて、その重要性を再認識したところです。</p> <p>一方で、活動を実施する方々への情報提供や、行政、一般ボランティアとのマッチングなど、活動調整が円滑に機能しなかった点については、今後の課題として改善すべき点と考えております。</p> <p>ご指摘のとおり、関係機関との協定や平時からのネットワーク構築の推進はもとより、災害時における民間支援団体と協力した活動調整等を視野に入れ、関係機関との体制の構築に努めてまいります。</p> <p>また、防災訓練等につきましては、引き続きさまざまな団体と連携した訓練のあり方を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>計画につきましては、共通編の災害予防計画に今後の体制整備の方向性を記載しております。また、現状の支援の受け入れ体制について地震・津波災害対策編に追記しました。</p>
99	NPO、NGO 等の民間支援の情報を収集することの記載がないので、検討してほしい。	
100	東日本大震災において、「食料」「生活物資」の調達や配布、「炊き出し」に関しては、NPO、NGO 等の民間の支援も大きな役割を果たした。物資の調達・配布に関しても、組織的に支援を行う団体については、「経済部」を窓口にするなどの明確化が必要かと思う。	
101	地震・津波災害対策編第 2 章第 22 節「応援協力要請(受援)計画」について、地域の受援力を高めるためにも、平時において NPO、NGO 等とのネットワーク構築を行い、緊急時において協力要請ができる(パートナーとしての)関係づくりが必要と思われる。	
102	地震・津波災害対策編第 2 章第 22 節「応援協力要請(受援)計画」「7. 海外支援の受け入れ」について、大規模な災害が起きた場合、海外の支援が殺到することも想定される。また、国内の民間の支援と同様に、必ずしも行政を通さずに、被災地で活動を開始することもあると思われる。そのため、国内の民間支援と同様に、受け入れ窓口を明確にした上で、情報収集・調整を行う必要がある。現状の計画では、海外の受け入れ部分が突出している感がある。支援の調整という意味では、国内の民間支援と合わせて体制を考える必要があると思う。	
103		

104	<p>個人ボランティアのほか、組織ボランティアが必要とされている。国際的にも認められ、活躍するNPO、NGOがたくさんあり、しかも災害救援の豊富な実績を有している。それぞれの自治体は、平常時からこうした団体と「協定」等を結び、いざというときに行政や地域のNPOが連携してすばやい対応に当たれるよう備えるべきである。</p>	
105	<p>災害対策本部にNPO等支援団体のリエゾン（連絡員）を入れ、官・民の動きやニーズ情報などを相互に情報交換すべく情報伝達系統を構築する。また、上記体制の下、防災訓練を官・民協働で実施する必要がある。</p>	同上

(9) 地域防災リーダー

○地域防災リーダーの育成等の推進にあたり、ご意見の反映を検討します。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
106	町内会長は毎年替わるため、防災リーダーの位置づけをもっと明確にするべきだと思う。	地域防災リーダーにつきましては、比較的長い期間地域において防災に携わる方を対象に養成することとしております。 受講生募集の際に、対象者を明確にして講習会を実施してまいります。
107	地域における次に続く人材の育成を検討すべき。	地域防災リーダーの養成を推進することにより、地域において防災に取り組む人材を育成してまいります。
108	地域の防災リーダーの養成および防災士、防災士協会の人材を活用すべき。	地域防災力の向上を図るために、地域防災リーダーの養成を図るとともに、防災士等防災に関し高い知識を有する人材の活用を図ってまいります。
109	地域防災リーダーの養成は大変結構である。地震防災アドバイザーや学校の防災担当リーダー養成にも精を出してほしい。実際に地域で活躍してほしい。	消防職員である地震防災アドバイザーに対しては、研修の場などを通して隨時防災に関する新しい情報を提供しているところです。 学校の防災主任に対しては、教育局との連携により、その研修に協力してまいりたいと考えております。
110	地域防災リーダーについて、第1回目の研修があつたということですが、今後の地域展開のプログラムがあれば教えていただきたい。	第1回目の研修では50名の方に地域防災リーダー研修を受講いただきました。来年度、連合町内会等の数を参考とした防災リーダーの必要人員が確保できるよう養成研修を実施してまいります。
111	自主防災組織の結成、育成指導などは、従来のパンフレットに載っている項目と変わりないが、地域によっては、昔に結成したままのところもあり、改めて活動計画書を作成して出しなさいという指導は行わないのか。	自主防災体制を整備していく場合は、概ね中間案に記載している内容になると思いますが、地域によって取り組み状況が違うという面もあるので、今後避難所運営について各地域と相談する際などに引き続きお話を伺っていきたいと考えております。
112	自主防災組織について、地域によって活動実績にバラつきが見られるため、消防局として自主防災組織の活動のより一層の促進について対策を講ずるべきではないのか。	今年度から、地域防災リーダーの養成に着手しており、このような方々に地域の自主防災組織の中心的な役割を担っていただいて、活動の活性化に繋げていただきたいと考えております。

(10) 帰宅困難者対策

○帰宅困難者対策の推進にあたり、ご意見の反映を検討するとともに、徒歩帰宅支援ステーションについて民間事業者との連携を促進します。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
113	帰宅支援ステーション、一時滞在場所等が子どもにもわかりやすいよう、誰もが見てわかるステッカー等を作って貼ってほしい。	徒歩帰宅支援ステーションや帰宅困難者一時滞在場所の表示については必要なものと考えており、ステッカーの貼付等について検討していきます。
114	帰宅困難者について、指定避難所以外に帰宅困難者を受け入れる施設を作つて入れたほうが良い。	仙台駅など交通結節点周辺での一時滞在施設や場所の確保を図っているところです。民間の事業者に協力をお願いすることを含め、帰宅困難者対策を進めてまいります。
115	帰宅困難者対策として物資の備蓄を民間企業に呼びかけることとしているが、条例化する考えはあるのか。	一斉帰宅の抑制などの取組みについては関係団体等を通じて積極的に働きかけを行つてまいりたいと考えてあり、条例化することは現段階では考えておりません。
116	都市化の進んでいる地域であり、新幹線の停車による避難者やビジネスホテルからの避難者が流れてきたこともあり、避難所の小学校の収容人員を超える避難者が集まつた。食料も毛布も足りなかつた。	仙台駅など交通結節点周辺での一時滞在施設や場所の確保を図っているところで、地域の避難所はなるべく地域の方が運営し、活用できるよう体制整備を進めています。
117	秋保地区においては、震災で避難所に来た方の大多数は、旅行者の方々でした。帰宅困難者は必ずしも、仙台市の通勤者というものだけではない。人口の5倍、6倍の旅行者がいるという観点も考えていただきたいと思います。	旅行者の方々を含め、移動について、一定の抑制策を講じていただくよう、旅館、ホテルに、働きかけを行うなど、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。
118	地域住民ではない外回りの営業の方や事業所の方達が指定避難所に直接向かうことを避けるために一時滞在場所を想定していると思うが、この開設の時期、運営、一時滞在場所の周知、そこへのアナウンス・誘導について説明してほしい。	現在の一時滞在施設として協定を結んでいる長町駅東口の施設では、物資を用意し、交通情報を提供できるように考えています。仙台駅や泉中央などのターミナル駅を中心に企業との話し合いを進めており、この取組みとともに、周知や誘導の方法についても検討してまいりたいと考えております。
119	帰宅困難者対策について、徒歩帰宅支援の具体的な例として、コンビニエンスストア以外に何か追加があれば伺う。	災害時に徒歩帰宅を行う方のために、トイレや水、情報の提供を協力いただけるよう、コンビニエンスストア以外には外食産業などの企業等との協定を検討しております。
120	帰宅困難者支援のための一時滞在施設、場所の確保ができたものについては、もう少し具体的に例示をすべきだと思う。	今後、確保できた施設について、順次、本市ホームページ等でお示していくことを考えております。

(11) 自助・共助の推進

○町内会をはじめとする地域団体との連携の推進にあたり、地域団体の役割、位置づけを明確化した記載とします。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
121	中間案の防災・減災のための役割を担う主体として、「地域団体」ということばが随所に出てくるが(共通編第2部第1章第1節に地域団体等の定義があるものの)、後段の様々な場面で、各種団体の役割に差異がなく同列であるとの種解を生み出しかねず、町内会のリーダー的存在が隠れてしまう恐れがある。	本文中の「地域団体」について、定義づけを明確化します。
122	災害発生後の対策が主だが、減災にも力を入れるべき。家庭における耐震対策、家庭における備蓄対策。十分な備えがあれば避難所に行かなくても良い。	災害に備える平時からの取組みについては、共通編の予防計画に定めています。また、今回の見直しで新たに「自助・共助」の取組みも明記し、ご指摘の対策についても記載しております。災害による被害を減少させるためには、家庭における普段からの備えが重要であると考えており、今後とも自助・共助の重要性を啓発してまいりたいと考えております。
123	行政である仙台市の責任を分担する組織として、町内会の位置づけを明記してほしい。	町内会をはじめとする地域団体につきましては、平常時には地域における予防減災対策、災害時には地域住民を支える各種活動を行い、地域に根ざした、きめ細かい防災活動を行う「共助」の担い手として、位置づけを記載しております。 東日本大震災のような大規模災害においては、行政の公助により全ての対応を行うことには限界があるため、市民の自助、地域の共助と連携し、対応していくことを計画の柱としておりますが、行政の責任を地域団体と分担するということではなく、それぞれの責任を果たし、連携協働していくという考えを基本としております。
124	年間の訓練回数、コミュニティの醸成についての具体的な手法等、より具体的に記載していただきたい。	地域コミュニティにおける防災対策及び防災意識の醸成については、自主的な創意工夫により地域の実情にあった訓練を実施することが重要であると考えております。訓練内容等については、最寄りの消防署やお住まいの区の区役所にご相談いただければ、アドバイスをさせていただきたいと存じます。
125	単位町内会間の意識の差が著しい現状の中で、地域全体の意識向上を図るために、活動実施を義務付ける防災活動費支給を制度化することを求める。	地域における「共助」の中核となる組織として、町内会等地域で生活環境を共有している住民等により、自主防災組織の結成を推進しており、この自主防災組織の結成時において、救助担架、メガホン等の防災用品の助成を行っております。 現在のところ、自主防災組織結成時の助成しかございませんが、防災活動に対する助成につきましては、要望の趣旨を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

126	備蓄日数の変更は必要がなく、備蓄数量を増加させるのではなく、自助意識の醸成を促進し、対応するべき。	備蓄につきましては、公的な備蓄の取組みとともに、自助・共助の意識醸成を図りながら、家庭や地域における自主的な備えを推進することにより対応してまいりたいと考えております。
127	「自助」の取組みを積極的に行い、避難所に行かない意識付けを啓発すべきであり、逆に避難所に避難する必要があるのに行けない方々の対策を検討すべきである。	共通編第2部第2章第10節 災害時要援護者対策の推進 2. 在宅用援護者への支援対策 に対策を記載しておりますが、今後とも啓発について推進してまいります。
128	「自助」について、これはどういうふうに広報していくのか伺いたい。	計画策定後、分かりやすい資料を作成し、お配りした上で、町内会において説明会を開催することなどを含め、広報に努めてまいりたいと考えております。
129	地域防災では、災害時に町内会の関係者が地域住民の世話や指定避難所での運営をするが、その町内会関係者が会社員や様々な職に付いている方がいる。行政(仙台市・消防)が様々な広報で企業への町内会防災担当者が災害時に活動しやすい様に協力を求めてほしい。	災害後、企業においては速やかな業務の再開が必要となります、今後、検討を行った上、必要と考えられるものについては、企業等へ協力要請を行ってまいりたいと考えております。
130	震災時は、避難所に行かなくても済むような方たちも大勢避難していた。 備蓄食料が不足するのは当然であり、避難所を増やせばそこに張り付く行政職員も大勢必要になる。 最低限の自助、心構えについて、一人ひとりの意識を高めるような広報を是非お願いしたい。	ご指摘の市民の方々がそれぞれできる事前の備えなどの「自助」の啓発については、地域防災計画の認知度の向上を図りながら、様々な手段を講じ、取り組んでまいりたいと考えております。
131	避難所運営体制をどうするかということよりも、家具の転倒防止や食料の備蓄など、避難所に行かなくてよいような対策を講ずるべきだと思う。	
132	発災後、一週間程でライフラインなどの見通しがたった。市民はその一週間をどのように過ごせばよいのか、この計画書とは別に参考になるようなものを配ってもらいたい。	新たに地域防災計画改正の内容を踏まえた、分かりやすい災害対策のパンフレットを配布することを現在、検討しております。
133	地震・津波災害対策編第1章第4節のところに、市民の命をつなぐための基本的なあり方として「自主防災組織で活動する」ことが記述されているが、このたびの災害対応では、連合町内会単位の自主防災組織が整備されていなかったこともあり、実際は、ほとんどが連合町内会長のリードのもとに対応がなされたのではなかつたか。	町内会(連合町内会)をはじめ地区社会福祉協議会、民生委員児童委員などの地域コミュニティにおけるそれぞれの地域団体の連携が地域の防災活動、特に避難所運営において、重要である旨を追記いたしました。

(12) 地域別対応

○計画策定後の地域における避難所運営マニュアルの策定等に、ご意見を踏まえ、事前協議の実施等を行ってまいります。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
134	円滑な避難行動が行えるよう、どこに避難したらよいのか地区ごとに避難所を決めてほしい。	
135	地域防災計画改正後、避難所の指定等に関して地域ごとに説明会を開催してほしい。	
136	市から派遣される避難所担当職員の体制整備や能力強化のため、地域防災会議や防災訓練での定期的な情報の交換・共有や役割分担の確認を行う、避難所運営訓練の実施と運営プランの作成をしてほしい。	地域ごとに市民センター、コミュニティ・センターをどう使うのか含め、地域の避難所運営マニュアルの作成のための事前協議を行ってまいりたいと考えております。
137	今後のスケジュールとして、仙台版避難所運営マニュアルが3月末に正式決定された後、地域版作成に対して行政がバックアップしてくれると思っていいか。	

(13) ライフライン対策

○計画策定にあたり、ご意見の反映を検討します。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
138	ガス、電気、水道、電話が復旧すれば家庭に帰れる。肝心なところがしっかりしていれば市民が安心だ。各公共機関が不便を感じさせないために今どういう対策を講じているか公表すべきだ。	ガス局、水道局や各民間事業者においてさまざま防災対策を講じているところですが、市民に必要な情報の迅速な提供について今後とも努めてまいります。
139	ガス、水道の応援要請について記載してほしい。	地震・津波災害対策編第2章第22節において、応援協力要請計画を記載しております。
140	電気やガス・水道の復旧が避難所閉鎖の基準となったところもある。災害につよいインフラの整備ができれば避難所に行かなくてもよいと思う。	地震に強い水道管の整備や、ガス供給をブロック化し被害による供給停止を緩和するなどインフラの整備も進めているところです。
141	災害時に急ぎの電話以外はかけないでくださいなどという話がテレビなどで流れるが、逆だと思う。災害時にはお互いに安心を確認しましょう、電話をどうぞお使いくださいという風になれば市民に安心感が得られると思う。	通信基盤の整備については、関係機関において、更なる向上を図っていただいているところですが、現状においては、すべての通話が災害時に安定的に行える状況ではないため、特に人命に関わるものや行政機関等の災害対応に関する通話が確実に行えるようにするために、他の通話を制限する呼びかけは重要であると考えております。

142	連合町内会の方々へのアンケートにおいて、給水の話が結構あり、やはりエリアが広いですので、各集落を給水車が回ってくれるとありがたいという話が出ていたが、検討いただけないか。	東日本大震災は災害の規模が大きかったため、本市の水道局の給水車のみでは足りず、全国の自治体からの応援により本格的に給水活動を行うことができました。本格的に給水活動ができるまでの間は、「自助」による飲料水等の備蓄の取組みをお願いしたいと考えております。
143	道路啓開等に向かう重機等車両への緊急通行車両確認証明書及び確認標章について、宮城県では発行してもらったが、仙台市においても発行してもらうとより早い対応となる。	ご指摘の手続については警察の所管となるため、県(宮城県警察)との協議等を重ね、各種手続きの迅速化を促進してまいります。

(14) 計画全般

○計画策定にあたり、ご意見の反映を検討します。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
144	防災計画の地域版に組み入れる項目について指示がほしい。	今後、避難所運営に関して地域で協議していく中で、地域ごとにご相談させていただければと考えております。
145	活用しやすい計画にするため、用語解説や索引をつけてほしい。	本計画を見直すにあたり、市民の方々にとって活用しやすいものにするため、専門用語には、その用語の解説をそのページ内に書き加えるようにしました。索引については、今後検討してまいります。
146	本計画には全体的な大枠の考え方方が記載されている。別途、市民用に細かい動きがわかるマニュアルがほしい。	災害時の避難等に関しては、今後避難所運営に関し地域に入って協議していく中などでご相談させていただくほか、市民の皆様が防災対策に活用できるパンフレット等を作成し普及していく予定です。
147	県庁との業務の整合性。県庁でも防災計画を作成しているのか。できるだけダブルないように整合性を図ってほしい。無駄な仕事をしないように。	宮城県の地域防災計画との整合性を、今後とも図ってまいります。
148	津波による被害は海岸部にのみ発生する。津波編を除いた冊子と津波編を含んだ冊子と2種類作成したほうが使いやすいし、経費が少なくて済む。	津波浸水地域に特化したパンフレット等の作成や啓発については、様々な機会も活用しながら実施してまいります。
149	主体が明確でない。避難所にしても対応者4者が平行に並んでいる。誰が、どこが主体となるべきか一応明確にして普段から心構えをしておくべきだ。団体の名前の羅列では無責任な体制となる。	大規模災害時には行政の力だけでなく、町内会等地域団体の力が必要不可欠であることから、避難所運営に関しては協働して実施することとしています。そのため、それぞれの役割分担等について、計画に記載した上、地域ごとに協議、相談し、連携していきたいと考えております。
150	地震と津波では対策の質が異なることから、編を分けるほうが分かりやすい。	東日本大震災のように地震とそれに伴い津波等が発生する複合的な災害に対しても、一体として災害対応できるような計画としております。
151	災害復旧は応急復旧と本復旧が入り組んでいて読みづらい。	今後ともよりわかりやすい記載に努めてまいります。

152	地域での各種企画段階からの女性の参画の必要性を明記すべき。	女性の参画については、本計画の総則部分で、本計画の基本方針の一つとして定めているところです。
153	自助の個所をずっと見渡して同じ文章が度々出てくる。集約すべきだ。	それぞれの項目等の中で必要な事項を記載しているため、結果的に繰り返しのようになっている箇所もありますが、自助に関する項目は重要な部分でもあることから、ご理解いただきたいと考えております。
154	これだけの分厚い計画を誰が読むのか。読みやすいようコンパクトにすべきだ。	今後、市民の皆様が防災対策に活用できる要約版(パンフレット)を作成、配付する予定です。
155	ページの打ち方に問題。通しのページの打ち方が良いように思う。章ごとでは質問したり討論する場合に指摘個所を探すのが大変である。	ご指摘の点を含め、よりわかりやすい工夫を今後とも検討してまいりたいと考えております。
156	「民生委員、児童委員」となっているが正式には「民生委員児童委員」が正解。あるいは「民生委員・児童委員」。別人格ではない。公式発表されるのであろうから間違っては正式文書としておかしい。最後までこの表現形式が出てるので全部チェックして直してほしい。	「民生委員児童委員」と表記いたします。
157	原発のことについて書かれていないのでは。	原子力災害対策編として地域防災計画に位置付けることとしており、専門家を含めた部会で検討を進めています。今後、仙台市としての暫定的な計画を示した後、国の動向等を踏まえて最終的な計画として示してまいります。
158	共通編とあるがどういう構成か。説明会の際は参加者に分かるような資料を作ってほしい。	これまで、災害の種別ごとに計画の基本理念や仙台市の概況、災害に備えるための予防計画などそれぞれ記載していた部分を、改正にあわせて、共通する部分を一つにまとめて「共通編」としたものです。
159	地域防災計画が、東日本大震災を踏まえているということがわかりづらい。3月の改正の際には、課題や原因を分析しながら作っていただきたい。	地域防災計画の見直しを行う上では、東日本大震災の課題や反省を踏まえて検討を行っており、具体的な課題などの総括は、別途作業を行っている災害の記録誌などで市民の皆様にお示しできると考えております。
160	仙台市地域防災計画の工程ですが、いつまでに出来上がって実行するのか。	地域防災計画については、平成25年の3月末を目標に作業を進めており、策定直後の4月からの運用を開始いたします。
161	防災計画について、もう少し噛み碎いた流れをかけたマニュアルの作成をお願いしたい。	それぞれの連合町内会に伺いながら、避難所運営や災害時要援護者支援などについて、防災計画を地域ごとにカスタマイズしていくようにしたいと考えております。
162	防災計画の随所に「資料編」と記載されているが、仙台市のHPで閲覧することができるのか。	本市ホームページで閲覧できるようにする予定です。
163	原子力災害対策編は平成25年度に作成するとあるが、何月頃になるのか。	現在、暫定計画案を取りまとめ作業中です。原子力災害対策編は平成25年度中の策定を予定しておりますが、時期が明確になり次第お知らせさせていただきます。
164	この地域防災計画は仙台市全体をの地域防災のなので様々な問題が入っているが、地域毎に関連する項目をピックアップしたものをつくれないか。	地域防災計画は、非常に膨大なものになっておりますが、策定後は可能な限りコンパクトな形で市民の皆さんに活用できるようなものを作成する予定です。

(15) その他

○計画策定にあたり、ご意見の反映を検討します。

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え方
165	市民説明会に少数しか集まっていないが、広報はどうやっているのか。	市民説明会の広報については、市政だより、ホームページでのお知らせを行ったほか各区役所・総合支所、市民センターにて案内のチラシを配布させていただきました。今後とも様々な広報手段について検討してまいりたいと考えております。
166	今回の説明会の日程について、市政だよりに出していたということだが、町内会の回覧版などで配付されるように工夫するなど、決め細やかな広報を行ってほしい。	例えば、市外から訪れる方が多いことが、災害が発生した場合、仙台市の防災上の脆弱性の一つになると想っています。仕事や旅行で訪れる方が多いという点は、市民にも大きな影響を及ぼすポイントだと認識しております。
167	全市一丸となった災害対策となっている。強味はわかるが、弱味はあるのか。	これまで、長町-利府断層の危険性について地震による「地域の危険度マップ」や「液状化予想マップ」を作成し、本市ホームページにおいて、広く活断層の危険性について、情報提供を行ってまいりました。今後もこのような市民の方々に必要な防災に関する情報をできるだけ迅速に提供できるよう努めてまいりたいと考えております。
168	地域によっては活断層が走っていると聞いているが、そういった危険を知らしめる必要がある。	国最新の宅地造成の基準を満たしている造成宅地では、今回の震災でも被害が無かったとされており、こうしたことについても市民の皆様へ情報提供に努めてまいりたいと考えております。
169	宅地の危険のある地域について他都市では建築制限をかけているようだが、そういった強い規制をかけていくべき。	長町-利府断層につきましては、学術的に判然としない部分もありますが、今後とも危険度を見据えながら、備えることを防災の基本とし、専門家の見解を適宜、把握してまいりたいと考えています。
170	長町-利府断層の件について、統一の見解が出されていないと思います。 活断層であっても、あまり心配ないという先生もいると思いますが。	ご意見については関係団体にお伝えいたします。
171	通信手段について、災害時は電話がほとんど繋がらないため、地区対応 NHK 版ページを作るなど、テレビの双向システムを使用したらどうか。	避難所における医療支援体制については、さらに詳細を関係団体と協議・検討しているところであります。東日本大震災の経験を踏まえ、避難所における具体的な医療支援の内容について充実を図ってまいりたいと考えております。
172	避難所医療支援体制について、もっと具体的に記述してほしい。各地区的医療機関に当該地区的町内会と会議をするように仙台市医師会に指示するなど、もっと内容を詰めてほしい。	「バイク救援隊」としての記載はございませんが、地震・津波対策編第2章第18節「災害支援活動のサポート」の部分にて支援の受け入れ等の記載をしております。
173	防災フェアでバイク救援隊が展示コーナーを設けて活躍ぶりを話していたが、今回の計画には記載されているのか。	地震・津波対策編第2章第30節「下水道施設災害応急計画」の3(1)アの「緊急措置」の一つであり、災害発生後に、施設の被災状況に応じ、臨機に対応していきたいと考えております。
174	下水道の薬品投入による使用継続は、掲載してもいいのでは。	

175	介護が必要な方などはどこに問い合わせをしたらよいか分からなかった。市民からの問い合わせ窓口を設け、ワンストップサービスの実施について検討してほしい。	東日本大震災においては、本市では被災者の相談支援窓口としてワンストップサービス型の窓口を各区役所及び本庁舎にて開設したところです。今後とも災害時における市民の方々の利便性を図る取組みについて検討してまいります。
176	これまでの災害救助や災害復旧の法制度では、まず被災者を救助し、避難所へ収容していた。次の行政の仕事は、仮設住宅の建設とインフラ復旧に、ほぼ限定され、その段階で、対象が人の生活からインフラに移っていた。消防・警察・自衛隊の次は、建設課の出番。また、上記に述べたとおり、被災地ではNPOやボランティアが活躍している。加えて、企業の役割も大きい。電気やガソリンスタンド、コンビニが早期に復旧したのは、企業が総力を挙げて作業を急いでくれたからだ。企業の社会的責任(CSR)として、お金、物資、人などの支援もしてくれた。	NPOやボランティア、各種団体等との連携体制や協定の締結等については今後もさまざまな手法について検討してまいります。
177	市の取り組みで、「津波からの避難の手引」を全戸に配布した」とあるが、本当か。	「津波からの避難の手引」の配布については、記載のとおり、すでに全戸に配布しており、今後、見直しを行う都度、配布する予定です。
178	街頭消火器とはどのようなものか。	街頭消火器とは消防活動強化区域(消防に必要な水利が一定の基準に適合しない区域、又は道路狭隘でポンプ車が進入できない地点から概ね100mを超える消防活動に支障を生じるおそれがある区域で、予め警防計画を策定して対処すべき区域として指定した区域)である北山一丁目、青葉町、国見三丁目、清水沼二、三丁目の各一部地域に設置した計44本の消火器のことになります。なお、維持管理等については消防局予防課が担当しております。
179	マッサージやただ話を聞いてあげるだけなどについてのボランティアも必要であると考える。また企業もボランティア活動の支援を行っていただいたが、中には避難所等で営業活動や勧誘を行って、問題となったと聞いた。このような行為に注意を促す記載をすべきである。	ご提案いただいた内容について、十分周知等を行つてまいりたいと考えております。